

仕様書

第1 件名

「青梅柚保フェス」実施委託

第2 目的

森林資源が豊富な青梅は、関東有数の林業地帯であり「柚保（そまのほ）の国」と呼ばれていた。江戸時代には江戸の城下町を支える木材供給地であった。近年、林業は低迷し従事者は減少しているが、青梅では若手、女性の林業家が活躍している。受け継がれてきた林業施術の技術は、観光メニューとしても効果的で林業及び観光の活性化に活用できるものである。

そこで、本事業では東京の発展を支えた林業の歴史や林業技術等に加え筏の川下りや林業家の食を含めた「柚保文化」をプログラム化し、観光事業の地域資源とすることを目的とした実証イベントを開催する。

なお、本事業は、NPO 法人青梅吉野梅郷梅の里 未来プロジェクト・畑中山の神森林組合（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月23日まで

第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月	柚保文化の情報収集・整理
9月～10月頃	イベントの企画検討・広報 特産品の企画・開発
11月頃	イベントの実施、特産品の試食
11月～3月	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会を立ち上げ、特産品開発・イベントの実施等について検討をしていく。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 柚保文化の情報・整理

文献収集、関係者ヒアリングを行うこと。

3 特産品の開発・試食会

鹿肉を活用したジビエ料理の開発及び試食会を行うこと。

(1) 内容等

①アウトドアでも提供できる鹿肉メニューを開発する。

ジビエ料理が得意な料理研究家等の専門家の指導を受けながら地元飲食店の協力を得る。

②関係者で複数回の試食会を行う他、後述のイベントで、一般客に向けた試食会を開催する。

サンプル製作数：200 食程度

4 イベントの企画・実施

青梅の魅力をアピールする林業体験・特産品の試食会のイベントとして「青梅柚保フェス」を実施すること。

(1) 開催時期等

時期等 : 11月頃の1日

人数等 : 1,000名程度の集客を想定

会場 : 釜の淵公園（青梅市）および周辺地域を想定

(2) 内容

① イベントは以下の内容を行うこと

ア 林業体験プログラム

・丸太切り競争、皮むき競争、森林保全体験といった楽しみながら体験できたり、林業を身近に感じられる体験を実施すること

イ 筏流し体験プログラム

・丸太乗り体験、筏流し体験等の多摩川に筏を流して木材を江戸まで運んでいた歴史を踏まえ、同時に川を楽しむアクティビティ的な体験を実施すること

ウ 鹿肉を活用したジビエ料理の試食会の開催

エ 青梅市郷土博物館と連携し、青梅の林業の歴史を解説する展示を行う

② 外国人対応のため案内や通訳対策

③ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

④ 英語対応が可能なスタッフ等を準備し、外国人もイベントを楽しめるようにすること。

⑤ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

5 イベント等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、パンフレット、ウェブサイト等を作成し、広くイベント等の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

6 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。

7 「青梅柚保フェス」のツールブックの作成

5における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準1を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1から7の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 名産品の開発・試食について

3 イベントの企画・実施について

4 イベント等の広報PRについて

5 実施結果

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項6「青梅柚保フェス」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

（2）事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項6「青梅柚保フェス」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「青梅柚保フェス」のツールブック | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査

手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。

- (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
 - 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
 - 4 受託者は、平成 29 年 9 月から平成 30 年 3 月までの間、TCVB に対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財) と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
 - 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
 - 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
 - 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第 13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話（直通）03-5579-2682